



一般廃棄物処理業許可証

令和5年6月26日

住 所 滋賀県湖南市三雲36番地2

氏 名 株式会社三峰環境サービス
代表取締役 三 峰 誠 植 様

東近江市長 小 棕 正 清



許 可

令和5年5月25日付け一般廃棄物処理業の

申請については、廃棄物の処理及び

許可の更新

第1項 第6項

許 可

の規定により、次のとおり

をします。

清掃に関する法律第7条

第2項 第7項

許可の更新

許可番号	東資再指令第138号
事業所の所在地及び名称	滋賀県湖南市三雲36番地2 株式会社三峰環境サービス
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物（し尿、浄化槽汚泥、動物の糞尿及び屍体を除く。）
収集、運搬及び処分の別	収集、運搬
営業の区域	東近江市内全域
許可期間	令和5年7月4日から令和7年7月3日まで
条件	裏面に記載のとおり

許 可 条 件

遵 守 事 項

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び東近江市廃棄物の処理及び環境の美化に関する条例並びに同条例施行規則を遵守すること。
- 2 関係法令及び関係組合条例等を遵守すること。
- 3 事業運営に当たっては、良好な環境保持に努めること。
- 4 許可した一般廃棄物以外のものを混入しないこと。
- 5 毎月の収集運搬の実績について、実績の有無に関わらず、翌月の20日までに指定の様式で東近江市に報告すること。
- 6 その他、東近江市の指示に従うこと。